ID:　12

担当部署:　生活環境課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 利用の停止 |
| **例　規　名<br>根 拠 条 項** | 聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例　第5条 |
| **例 規 番 号** | 平成14年 条例第19号 |

【根拠条文】

(利用の停止)

第五条　町長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、利用を停止することができる。この場合において、循環バスを利用しようとする者に損害があつても、町長はその責を負わない。

一　利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二　利用者が、偽りその他不正の手段により利用したとき。

三　利用の目的が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

四　循環バスの管理上支障があると認められるとき。

五　災害その他の事故により循環バス等の利用ができなくなつたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設 定 年 月 日** | 平成 22 年 4 月 1 日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |